

たましんアンサーサービス利用規定

多摩信用金庫

1. たましんアンサーサービス

- (1) たましんアンサーサービス（以下「本サービス」という。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」という。）の占有・管理するプッシュ式電話・ファクシミリ・ホームユース端末・パソコン端末・WEB端末（以下「通信端末機器」という。）による依頼に基づき、本サービスの利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「指定口座」という。）について、所定の照会・通知を行う場合に利用できるものとします。
- (2) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫間契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が承諾した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. 照会

- (1) 本サービスにより指定口座の照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を通信端末機器により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号ならびに指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号(以下「口座番号等」といいます。)が、届出の暗証番号および指定口座の口座番号と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の通信端末機器に返信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

3. 通知

- (1) 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を通信端末機器より操作してください。
- (2) 前項の操作により、受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、指定口座の明細情報を依頼人の通信端末機器に送信します。
- (3) 前項にもとづき金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

4. 手数料等

本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。

5. 取引内容の確認

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

6. 暗証番号等の管理

- (1) 暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。
- (2) 暗証番号は、当金庫指定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人から知られないように厳重に管理してください。

7. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが不能となった場合、そのため生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 電話回線等の通信回路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について責任を負いません。

8. 届出事項の変更

- (1) 暗証番号、指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったため、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着しなかったものとみなします。

9. 解約

この取扱は、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱いによる照会又通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取り扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

10. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印章（または署名）を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（「総合口座取引規定」を含む。）、振込規定、ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越契約書等により取扱います。

12. サービス内容・規定の変更

本サービス内容あるいは本規定について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。当金庫が変更を適宜の方法により開示または通知し、かかる変更の効力発生後に行われたサービス利用については、変更後の内容が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)